

○独立行政法人国立科学博物館職員給与規程

平成13年4月1日
館長裁定

最終改正
平成30年3月27日
館長裁定

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 俸給（第11条—第18条）
- 第3章 諸手当（第19条—第30条）
- 第4章 給与の特例（第31条—第36条）
- 第5章 雑則（第37条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第29条の規程に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当及び管理職特別勤務手当とする。ただし、第18条第2項に規定する再雇用職員に支給する諸手当は、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当、研究員調整手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第3条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び研究員調整手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、超過勤務手当、休日給、特殊勤務手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。また、支給定日が休日に当たるときは18日に支給する。

2 通勤手当は、別に定める支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるとき

は、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、第20条に規定する管理職手当、第21条に規定する地域手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき。

二 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てる時。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てる時。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てる時。

四 その他特に必要があると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第25条、第26条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、管理職手当、これらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の1箇月の平均所定勤務時間は、当該年の総日数から当該年の年間所定休日日数を減じたものに1日の所定勤務時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間とする。

3 第18条第2項に規定する再雇用短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「1箇月の平均所定勤務時間」とあるのは「1箇月の平均所定勤務時間に、勤務時間規則第3条第2項により定められたその者の1週間の所定勤務時間を38.75で除したものを乗じて得た数」とする。

4 第1項の規定にかかわらず、第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの賃金額は、当該勤務が特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、第1項の規定による額に加算した額とする。
（端数計算）

第9条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、第25条及び第26条の規定による率を乗じた場合においては、その額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
（端数の処理）

第10条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（給与の決定）

第11条 職員の受ける俸給は、俸給表に定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 技能・労務職俸給表（別表第2）
- 三 研究職俸給表（別表第3）

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

（初任給）

第12条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第13条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の俸給及びこれを受けることとなる期間については、別に定めるものとする。

（降格）

第14条 職員就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動

させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員の昇給は、別に定める場合を除き、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（技能・労務職俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用職員)

第18条 職員就業規則第23条の規定により再雇用された職員の給与は、独立行政法人国立科学博物館再雇用職員の就業に関する規程に定めるところによる。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適

用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。
 - 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が

生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員以外のものが一般職9級以上職員となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外のものが一般職8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（管理職手当）

第20条 管理職手当は、別表第4に掲げる職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額、別表第4に掲げる職員の区分に応じて、管理職手当額欄に定める額とする。
- 3 管理職手当には、勤務が午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第21条 地域手当は、別表第5に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、別表第5の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第5に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支

給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改訂後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他館長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、館長が別に定める。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員、特別職に属する国家公務員、他の独立行政法人の職員、国立大学法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）が引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると館長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するために住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

二 第24条第1項又は3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与される宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円以上の家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、館長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうちもっとも長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して館長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（一箇月あたりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときはその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額。

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月あたりの特別料金等二分の一相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（館長が別に定める通勤手当にあつては、館長が別に定める期間）に係る最初の月の館長が別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の館長が別に定める事由が生じた場合

には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して館長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として館長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当については、一箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第24条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じ別々に定める額を加算した額）とする。

3 給与法適用職員等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（超過勤務手当）

第25条 超過勤務手当は、勤務時間規程第3条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（次条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員を除く。）に支給する。超過勤務手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。ただし、一の月の初日から末日までの間における所定の勤務時間を超えて勤務した時間及び勤務時間規程第9条に規定する休日に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた所定の勤務時間を超えて勤務した時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。
- 3 再雇用短時間勤務職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

(休日給)

第26条 勤務時間規程第12条の規定により同規程第9条に規定する休日（同規程第11条の規定により代休を与えられる場合を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規程第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、一月の初日から末日までの間の休日に勤務した全時間及び所定の勤務時間を超えて勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

- 2 前項の規定は第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第27条 削除

第28条 削除

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第3条第3項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、俸給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第7に定める職員にあつては、その額に俸給に同表の職務の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額。）を加算した額。以下次条において同じ。）を基礎として、別に定める割合により計算した額（特定幹部職員（一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級の職員で管理職手当の区分がⅠ種又はⅡ種の官職をしめるものをいう。）において同じ。）に、基準日6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（職員就業規則第15条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第6

号又は第8号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ。)

ロ 刑事休職者（職員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。)

ハ 専従休職者（職員就業規則第15条第1項第7号の規定により休職している職員をいう。以下同じ。)

ニ 職員就業規則第38条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ホ 職員就業規則第39条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員

ヘ 停職者（職員就業規則第46条第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。)

二 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員等となった場合（当該機関において、職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

5 前各項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給及びこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（別表第7に規定する職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（職員就業規則第15条第1項の規定により休職されている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

5 前4項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職特別勤務手当）

第31条 第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）の運営の必要によ

り独立行政法人国立科学博物館に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第1項に規定された所定勤務時間を超えて勤務した場合は、第25条第2項の規定にかかわらず、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき7,000円（ただし、勤務に従事した時間が6時間を超えるときは、10,500円）とする。

第4章 給与の特例

（休職者の給与）

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により職員就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業補償又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当の100分の80を支給することができる。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号及び第6号により休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、同項第6号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

- 5 職員就業規則第15条第1項第4号及び第7号による休職の期間については、給与を支給しない。

- 6 職員が職員就業規則第15条第1項第5号により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 7 前各項に規定するもののほか、休職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（育児休業等職員の給与）

第33条 職員就業規則第38条の規定により育児休業又は育児部分休業（以下「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。

イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の10

0分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等職員の給与)

第34条 職員就業規則第39条の規定により介護休業又は介護部分休業（以下「介護休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

一 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

二 介護休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給することができる。

イ 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員

ロ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員

三 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の3分の3以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。

四 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第36条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の半減)

第35条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第36条 職員が勤務しないとき（休日を除く。）は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(代休日の給与)

第37条 勤務時間規程第11条の規定により、代休を取得した場合については、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として計算した当該代休の日の給与を減額する。

第5章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例を考慮して、別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第39条 特別の事情によりこの規程によることが出来ない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると館長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(年俸制の適用)

第40条 科学博物館における業務及び研究の推進を図るため、国内外の特に優れた能力をもつ者又は高度に専門的な技能・資格を有する者で期間を定めて雇用される者の給与については、この規程にかかわらず、年俸制等を適用できるものとし、適用の範囲その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 再任用職員（国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）の給与については、再任用しようとする日の少なくとも90日前に給与法適用職員等の例に準じて本規程を改正し定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日（以下「施行日」という）から施行する。
- 2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手

当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規程による俸給月額並びに改正後の規程による扶養手当の額により算定される俸給等の額の合計額

6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第22条第2項、第26条第2号の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とし、改正後の別表第8の適用については、同表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定められたものでなくてはならない。

5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項、職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号から第2号に定める額の合計額（館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。

以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者)にあっては、新たに職員となった日において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の単身赴任手当に関する細則(平成13年4月1日館長裁定)第4条に規定する額を除く。)の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額とする

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の第11条第3項及び第4項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「場合(これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として館長が定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「同項」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される同項」とする。

附 則

1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、給与法適用職員の例に準じて館長が定める。

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び館長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法適用職員の例に準じて、必要な調整を行うことができる。

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程に従って定め

られたものでなくてはならない。

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第22条第2項並びに改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（館長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員の単身赴任手当に関する細則（平成13年4月1日館長裁定）第4条に規定する額を除く。）の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 6 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第7項の規定は、平成24年3月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）
- 3 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）
- 4 切替日の前日において改正前の別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」）及び経過期間に応じて附則別表第3に定める級及び号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。

一 平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員

100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 8 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における特例)

- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては、「2号俸」)
	3号俸	2号俸(平成19年1月1日においては、「1号俸」)
第17条第3項	4号俸	3号俸(平成19年1月1日においては、「2号俸」)
	3号俸	2号俸(平成19年1月1日においては、「1号俸」)

	2号俸	1号俸（平成19年1月1日においては、「昇給なし」）
別表第5	18%	18%を超えない範囲内で別に定める割合
	12%	12%を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

- 11 改正前の第11条の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に係る地域手当の支給及び改正前の第11条第3項及び第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する第21条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3項	別表第5に掲げる地域	改正前の別表第5に掲げる地域
	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）	当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る調整手当の支給割合（改正前の別表第5に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）

（その他）

- 12 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第3項の規定は平成22年12月1日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

- 2 第20条の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち、この規程による改正後の管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員 同日にその者が受けていた管理職手当額（平成21

年12月1日において平成21年12月1日改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額)

二 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとして前号の規定によるものとした場合の額

三 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号の規定に準じて別に定める額

(その他)

4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第19条及び別表第1から別表第3までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

2 平成19年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の独立行政法人国立科学博物館職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(その他)
- 2 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成20年10月10日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものから当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から24号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1 号俸から68号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで

- 3 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。
- 4 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第8項の規定は平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第35条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、最低号俸に達しない場合）にあっては、最低号俸に達しない場合）という。）にあっては、最低号俸に達しない場合

ては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に、基準日6箇月以内の期間における当該特定職員の在職区分に応じて別表第8に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第6に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（別表第7に定める職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同条第2項に規定する別に定める割合を乗じて得た額）

五 第32条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第32条第1項 前各号に定める額

ロ 第32条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第32条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- ニ 第32条第4項及び第6項 第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条、第26条、第36条及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1箇月の平均所定勤務時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 附則第2項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同条第2項後段の規定にかかわらず、同条第2項後段の規定により算出した額から、同条に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあつては100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第29条第2項及び改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則（平成13年4月1日館長決裁）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日改正規程附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。）から当該職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して館長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第24条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他館長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して館長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで

	3 級	1 号俸から48号俸まで
	4 級	1 号俸から32号俸まで
	5 級	1 号俸から24号俸まで
	6 級	1 号俸から16号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1 号俸から108号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から64号俸まで
	4 級	1 号俸から36号俸まで
	5 級	1 号俸から20号俸まで
研究職俸給表	1 級	1 号俸から96号俸まで
	2 級	1 号俸から72号俸まで
	3 級	1 号俸から40号俸まで
	4 級	1 号俸から24号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して館長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第30条の規定の運用については、第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55際に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 9 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 10 この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例に準ずるもののほか、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）、第11条第2項各号に掲げる俸給の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割 合
一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技能・労務職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
研究職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77

3 特例期間において、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

二 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

三 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間において、第8条に掲げる勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び地域手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間において、第21条に掲げる地域手当は、当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(平成24年6月期の期末手当における較差相当分の調整)

6 平成23年4月から平成24年2月までの間に支給された給与及び平成23年6月及び12月に支給された期末手当にかかる較差相当分については、平成24年6月期の期末手当において次の各号に掲げる額を減ずる。

一 平成23年4月の月額給与額に100分の0.37を乗じて得た額に11月分を乗じて得た額

二 平成23年6月及び12月に支給された期末手当額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日における号俸の調整)

7 平成24年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 平成24年4月1日におきて30歳以上36歳未満の職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

二 平成24年4月1日において30歳に満たない職員(同日において職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

(地域手当に関する経過措置)

8 筑波地区への移転に伴い第21条第3項の適用を受けることとなる職員の同条中の「異動の日」については、独立行政法人国立科学博物館組織規程(平成24年3月29日改正)の施行日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成25年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日における号俸の調整については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 平成26年4月1日において38歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 二 平成26年4月1日において38歳以上40歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
 - 三 平成25年4月1日において40歳以上45歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第30条の規定は、平成26年12月1日から適用する。また、改正後の附則第2項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(平成27年1月1日における昇給の特例)

- 2 平成27年1月1日における第17条各項の規定による昇給の号俸数は、第17条各項に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（一般職俸給表6級以上又は研究職俸給表5級である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 3 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

- 5 55歳に達した職員の給与に関する附則（平成22年12月1日施行。）第2項の規定の適用については、同項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する読替え)

- 2 平成27年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とする。

(55歳に達した特定職員に関する読替え)

3 平成27年6月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）を乗じて得た額）」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあっては100分の95）を乗じて得た額）」とする。

4 平成27年12月に55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則（平成22年12月1日施行。）第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては100分の85）を乗じて得た額）」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）を乗じて得た額）」とする。

（55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例）

5 55歳に達した特定職員に関する附則（平成22年12月1日施行。）に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当

6 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

7 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(55歳に達した特定職員に関する読替え)
- 2 55歳に達した職員に支給する勤勉手当に関する附則(平成22年12月1日施行。)第4項の規定の運用については、同項中「勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあっては100分の85)を乗じて得た額)」とあるのは、「勤勉手当減額対象額に100分の1.2(特定幹部職員にあっては、100分の1.5)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80(特定幹部職員にあっては100分の100)を乗じて得た額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成28年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは「100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)」とする。
(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)
- 3 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した職員であって、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則(平成27年4月1日施行。)第2項の適用を受ける職員(以下「経過措置額支給特定職員」という)に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。
 - 一 俸給
 - 二 地域手当
 - 三 超過勤務手当
 - 四 休日給
 - 五 期末手当
 - 六 勤勉手当
- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成32年3月31日までの間における改正後の第19条第3項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第2項第1号に該当する配偶者	下記以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	10,000円	6,500円	3,500円
第2項第2号に該当する子		8,000円	10,000円	10,000円
第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する者	下記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	一般職8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般職9級以上職員	6,500円	6,500円	3,500円
職員に配偶者がいない場合の扶養親族 (子1人のみ)		10,000円	上記の子の額	
職員に配偶者及び扶養親族となる子がいない場合の扶養親族 (父母等1人のみ)		9,000円	上記の父母等の額	

- 3 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(勤勉手当に関する読替え)
- 2 平成29年6月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の運用については、「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とあるのは「100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とする。
(55歳に達した特定職員に関する給与の支給等の特例)
- 3 55歳に達した特定職員に関する附則(平成22年12月1日施行。)に規定する特定職員

であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した職員であつて、俸給の切換えに伴う経過措置に関する附則（平成27年4月1日施行。）第2項の適用を受ける職員（以下「経過措置額支給特定職員」という）に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 俸給
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 期末手当
- 六 勤勉手当

- 4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の属する月の前月の末日までの間に係る第36条その他の規程の規定による給与の減額に当たっては、この附則の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。
- 5 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別表第 1

一般職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			

58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							
106		298,200	346,800							
107		298,600	347,200							
108		298,900	347,600							
109		299,100	348,100							
110		299,500	348,500							
111		299,900	348,800							
112		300,200	349,100							
113		300,300	349,600							
114		300,600								
115		300,900								
116		301,300								
117		301,500								
118		301,700								

119		302,000								
120		302,300								
121		302,700								
122		302,900								
123		303,200								
124		303,500								
125		303,800								

別表第2

技能・労務職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400

58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		

119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

別表第3

研究職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400

58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
74	262,100	318,200	388,200		
75	263,500	319,300	388,800		
76	264,600	320,400	389,500		
77	265,700	321,500	390,200		
78	266,900	322,500	390,800		
79	268,200	323,400	391,400		
80	269,300	324,300	392,000		
81	270,600	325,400	392,600		
82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			
91	282,200	331,000			
92	283,400	331,500			
93	284,300	331,800			
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			
97	287,700	333,700			
98	288,600	334,200			
99	289,300	334,700			
100	290,200	335,200			
101	291,100	335,700			
102	291,800	336,200			
103	292,500	336,700			
104	293,200	337,200			
105	293,900	337,700			
106	294,400	338,100			
107	294,900	338,600			
108	295,400	339,000			
109	295,600	339,500			
110	296,000	339,900			
111	296,300	340,400			
112	296,600	340,800			
113	296,900	341,300			
114	297,200	341,700			
115	297,500	342,200			
116	297,800	342,600			
117	298,100	343,100			
118	298,500	343,500			

119	298,800	343,900			
120	299,200	344,300			
121	299,500	344,700			

別表第4（第20条関係）

①一般職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額
I種	次長	8級	117,000円
II種	経営管理部長	8級	94,000円
	事業推進部長	7級	88,500円
III種	総務課長	6級	72,700円
	財務課長	5級	69,400円
	研究推進・管理課長		
	事業推進部参与		
	常設展示・博物館サービス課長		
	企画展示課長		
	学習課長		
	広報・運営戦略課長		
	連携推進課長		
附属自然教育園参与			
IV種	施設整備主幹	6級	62,300円
	ボランティア活動室長	5級	59,500円
	学校連携・学習支援室長		

②研究職俸給表関係

区分	職名	職務の級	管理職手当額
I種	研究調整役	5級	129,300円
II種	動物研究部長	5級	103,400円
	植物研究部長		
	地学研究部長		
	人類研究部長		
	理工学研究部長		
	附属自然教育園長		
	産業技術史資料情報センター長		
	コレクションディレクター		
連携推進・学習センター長			
III種	グループ長（別に定める場合にあつてはIV種にて別に定める額）、	5級	90,500円
		4級	78,400円
	副コレクションディレクター	4級	78,400円
		3級	71,100円
IV種	研究主幹（別に定める場合にあつてはIII種にて別に定める額）	5級	77,600円
		4級	67,200円
		3級	60,900円

別表第5（第21条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	23区内	20%
茨城県	つくば市	16%

別表第6（第29条関係）

① 一般職俸給表関係

職員の区分	加算率
次長、部長（8級以上に限る）	100分の20
部長（7級）、課長、主幹、室長（6級以上に限る）	100分の15
参与、課長、主幹、室長（5級）、副課長、 専門員、係長、専門職員（4級以上に限る）	100分の10
係長、専門職員、主任（3級以上に限る）	100分の5

② 技能・労務職俸給表関係

職員の区分	加算率
5級に在級する者	100分の10
4級・3級に在級する者	100分の5

③ 研究職俸給表関係

職員の区分	加算率
研究調整役、部長、園長、センター長、コレクションディレクター	100分の20
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、 研究主幹（5級に限る）	100分の15
グループ長、副コレクションディレクター、副センター長、研究主幹、 課長、室長（3級以上に限る）	100分の10
研究員、係長、専門職員、主任、 係員（2級のうち別に定めるものに限る）	100分の5

別表第7（第29条関係）

職員の区分	加算率
第20条に規定する管理職手当がⅠ種である者	100分の25
第20条に規定する管理職手当がⅡ種である者	100分の15
第20条に規定する管理職手当がⅢ種である者	100分の10

別表第8（第29条関係）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

附則(平成18年4月1日改正)別表第1 職務の級の切替表(第2項関係)

俸給表	旧級	新級
一般職	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
技能・労務職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
研究職	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則(平成18年4月1日改正)別表第2 号俸の切替表(第3項関係)

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18

11	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			

	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3月未滿			89	67	93	81					
	3月以上6月未滿			90	67	94	82					
	6月以上9月未滿			91	68	95	83					
	9月以上12月未滿			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3月未滿			93	69	97	85					
	3月以上6月未滿			94	70	98	86					
	6月以上9月未滿			95	71	99	87					
	9月以上12月未滿			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3月未滿			97	73	101						
	3月以上6月未滿			98	73	102						
	6月以上9月未滿			99	74	103						
	9月以上12月未滿			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
26	3月未滿			101	75	105						
	3月以上6月未滿			102	75	106						
	6月以上9月未滿			103	76	107						
	9月以上12月未滿			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3月未滿			105	77							
	3月以上6月未滿			106	78							
	6月以上9月未滿			107	79							
	9月以上12月未滿			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3月未滿			109	81							
	3月以上6月未滿			110	82							
	6月以上9月未滿			111	83							
	9月以上12月未滿			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3月未滿			113								
	3月以上6月未滿			114								
	6月以上9月未滿			115								
	9月以上12月未滿			116								
	12月以上			117								
30	3月未滿			117								
	3月以上6月未滿			118								
	6月以上9月未滿			119								
	9月以上12月未滿			120								
	12月以上			121								
31	3月未滿			121								
	3月以上6月未滿			122								
	6月以上9月未滿			123								
	9月以上12月未滿			124								
	12月以上			125								
32	3月未滿			125								
	3月以上6月未滿			125								
	6月以上9月未滿			125								
	9月以上12月未滿			125								
	12月以上			125								

ロ 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23

	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上6月未滿		126				
	6月以上9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

ハ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3月未満	13	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3月未満	17	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
7	3月未満	21	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	3月未満	25	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3月未満	29	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3月未満	33	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3月未満	37	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	39	35	27	19

	9月以上12月未滿	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
12	3月未滿	41	41	37	29	21
	3月以上6月未滿	42	42	38	30	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	31	23
	9月以上12月未滿	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3月未滿	45	45	41	33	25
	3月以上6月未滿	46	46	42	34	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	35	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3月未滿	49	49	45	37	29
	3月以上6月未滿	50	50	46	38	30
	6月以上9月未滿	51	51	47	39	31
	9月以上12月未滿	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3月未滿	53	53	49	41	33
	3月以上6月未滿	54	54	50	42	34
	6月以上9月未滿	55	55	51	43	35
	9月以上12月未滿	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3月未滿	57	57	53	45	37
	3月以上6月未滿	58	58	54	46	38
	6月以上9月未滿	59	59	55	47	39
	9月以上12月未滿	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3月未滿	61	61	57	49	41
	3月以上6月未滿	62	62	58	50	42
	6月以上9月未滿	63	63	59	51	43
	9月以上12月未滿	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3月未滿	65	65	61	53	45
	3月以上6月未滿	66	66	62	54	46
	6月以上9月未滿	67	67	63	55	47
	9月以上12月未滿	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3月未滿	69	69	65	57	49
	3月以上6月未滿	70	70	66	58	50
	6月以上9月未滿	71	71	67	59	51
	9月以上12月未滿	72	72	68	60	52
	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未滿	73	73	69	61	53
	3月以上6月未滿	74	74	70	62	54
	6月以上9月未滿	75	75	71	63	55
	9月以上12月未滿	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未滿	77	77	73	65	57
	3月以上6月未滿	78	78	74	66	58
	6月以上9月未滿	79	79	75	67	59
	9月以上12月未滿	80	80	76	67	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未滿	81	81	77	69	61
	3月以上6月未滿	82	82	78	70	62
	6月以上9月未滿	83	83	79	71	63
	9月以上12月未滿	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65

23	3月未滿	85	85	81	73	65
	3月以上6月未滿	86	86	82	73	66
	6月以上9月未滿	87	87	83	73	67
	9月以上12月未滿	88	88	84	73	68
	12月以上	89	89	85	73	69
24	3月未滿	89	89	85		
	3月以上6月未滿	90	90	86		
	6月以上9月未滿	91	91	87		
	9月以上12月未滿	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未滿	93	93	89		
	3月以上6月未滿	94	94	89		
	6月以上9月未滿	95	95	89		
	9月以上12月未滿	96	96	89		
	12月以上	97	97	89		
26	3月未滿	97	97			
	3月以上6月未滿	98	98			
	6月以上9月未滿	99	99			
	9月以上12月未滿	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未滿	101	101			
	3月以上6月未滿	102	102			
	6月以上9月未滿	103	103			
	9月以上12月未滿	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未滿	105	105			
	3月以上6月未滿	106	106			
	6月以上9月未滿	107	107			
	9月以上12月未滿	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未滿	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未滿	113				
	3月以上6月未滿	114				
	6月以上9月未滿	115				
	9月以上12月未滿	116				
	12月以上	117				
31	3月未滿	117				
	3月以上6月未滿	118				
	6月以上9月未滿	119				
	9月以上12月未滿	120				
	12月以上	121				
32	3月未滿	121				
	3月以上6月未滿	121				
	6月以上9月未滿	121				
	9月以上12月未滿	121				
	12月以上	121				

附則(平成18年4月1日改正)別表第3

職務の級における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けている者の号俸の切替表(第4項関係)

一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間 旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満	3月以上 6月未満
		8 級	453,200	69	70	71
	453,200	73	74	75	76	77